

[訪問看護 重要事項説明書]

当事業所は利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 事業者 株式会社ライフマネージャーズ
- (2) 所在地 愛知県新城市野田字皆津 7 1
- (3) 電話番号 0536-23-5331
- (4) 代表者氏名 代表取締役 藤本顕久
- (5) 設立年月日 2007 年 9 月 1 日

2 事業所

- (1) 事業所の種類 訪問看護・介護予防訪問看護、精神科訪問看護
訪問看護ステーションコード：4090023
事業所番号：2364090023
- (2) 事業所の名称 訪問看護ステーションともいき
- (3) 所在地 愛知県新城市片山字西野畑 548 番地 グリーンフラッツ 102 号
- (4) 電話番号 080-4896-0561
- (5) 管理者氏名 中村行浩
- (6) 開設年月日 2026 年 5 月 1 日

※ 当事業者が運営する他の訪問看護ステーションに、対応する事業所が変更となる可能性があります。

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) サービス提供地域 新城市、北設楽全域、豊川市
- (2) 営業日時 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- (3) 休業日 土・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- (4) 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護を行います。

4 運営方針

- (1) 看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族に対し、公正に職務を遂行します。
- (2) 主治医及びその他の医療機関と密に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心して頂ける看護を提供します。
- (3) 療養上必要な事項について、利用者、家族にわかりやすい説明を心がけます。
- (4) 羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (5) サービスの提供記録に関する記録は、契約終了日から 5 年間保存します。

5 職員配置

当事業所は、利用者に対して以下の職員を配置し、訪問看護を提供します。

<職員体制>

管理者	常勤	1名
看護職員	常勤	1名
	非常勤	1名

6. 利用の中止、変更について

(1)利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

(2)利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	2,000 円

(2) サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示させていただきます。

7. 法定利用料金、支払いについて

(1)利用者から頂く利用者負担金は、次表の通りです。

金額は、法定利用料に基づく金額です。

(2)利用者負担金は、翌月 10 日以降請求書をお渡し致します。請求金額は、毎月 26 日にご

指定の金融機関の口座から引き落としします。

(3)口座振替の手続きが完了するまで 2 ヶ月程度時間を要することがあります。
手

続きが完了するまでは、下記の口座へ振込にて対応をお願いいたします。なお振込手数料につきましては利用者負担となります。

(4)一部公費負担される場合があります。

(表1) 介護保険利用料金表
利用料金(1回あたり)

	要支援				要介護				処遇改善 加算
サービス内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護(1-1) 20分未満	303	309円	619円	928円	314	321円	641円	962円	1.8%
訪問看護(1-2) 30分未満	451	460円	921円	1381円	471	481円	962円	1443円	
訪問看護(1-3) 30分以上 1時間未満	794	811円	1,621円	2432円	823	840円	1681円	2521円	
訪問看護(1-4) 1時間以上 1時間30分未満	1090	1113円	2226円	3339円	1128	1151円	2303円	3455円	

(1単位=10.21円)

※夜間・早朝・深夜にサービスを行った場合、上記の各単位に下記を合算させていただきます。

- ・夜間・早朝(午前6時～午前8時、または午後18時から午後22時) 25%増
- ・深夜(午後22時～午前6時) 50%増

※実際の提供時間や回数に応じて請求させていただく為、請求金額が増える可能性があります。ご了承ください。

※介護保険の給付の範囲(利用限度額)を超えた訪問看護サービスについては、全額自己負担となります。

その他の加算料金一例(状況に応じて加算させていただきます)

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ(退院日に訪問した場合)	350	357円	715円	1,072円
初回加算Ⅱ(退院日以降に訪問した場合)	300	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算Ⅰ(1カ月に1回)	600	613円	1,225円	1,840円
特別管理加算Ⅰ(1カ月に1回)	500	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算Ⅱ(1カ月に1回)	250	256円	511円	766円
退院時共同指導加算	600	613円	1,226円	1,838円
複数名訪問看護加算(30分未満)	254	260円	519円	778円
複数名訪問看護加算(30分以上)	402	411円	821円	1,232円
長時間訪問看護加算	300	307円	613円	919円

ターミナルケア加算	2,500	2,553 円	5,150 円	7,658 円
-----------	-------	---------	---------	---------

(1 単位=10.21 円) [令和 6 年 6 月 1 日 現在]

※一部記載しきれていない加算等がございます。

（表 2）医療保険利用料金表
利用料金

訪問回数/負担割合	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
1 日目	1,322 円	2,644 円	3,966 円
2 日目以降	855 円	1,710 円	2,565 円
同日 2 回目	450 円	900 円	1,350 円
同日 3 回目	800 円	1,600 円	2,400 円

※週の利用回数が 4 日以上となった場合は、1 日増える毎に別途、次の通り加算させて頂きます。1 割負担の方は+100 円、2 割負担の方は+200 円、3 割負担の方は+300 円となります。

※週は日曜日を起点とします。

その他の加算料金一例（状況に応じて加算させて頂きます）

	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
情報提供療養費	150 円	300 円	450 円
24 時間対応体制加算	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算（Ⅰ）	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間訪問加算 6～8 時・18～22 時	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 22～6 時	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算 （月 14 日目まで）	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算 （月 15 日目以降）	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円
複数名訪問看護加算	450 円	900 円	1,350 円
ターミナルケア療養費 1	2,500 円	5,000 円	7,500 円

ターミナルケア療養費 2	1,000 円	2,000 円	3,000 円
--------------	---------	---------	---------

[令和 8 年 4 月 1 日 現在]

※いずれも、主治医の発行する訪問看護指示書に基づき訪問し、利用者の状態によっては、介護保険・医療保険相互の変更も生じます。

6 実費

- (1) サービス提供にあたり弊所が使用する消耗品（オムツ等の介護物品）は、全額利用者様負担で利用者様にご用意するものとします。
- (2) 保険適応外での訪問看護を希望される方は 30 分 5500 円(税込)となります。
- (3) 死後の処置を希望される場合は、10,000 円（税込）を頂きます。

7 お願い

- (1) 感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をさせていただきます。
- (2) 飲食物の受け取りに関しては、原則お断りしております。
- (3) 訪問中の喫煙、飲酒は極力お控えください。
- (4) 訪問看護サービスの提供にあたり、保険証及び、医療受給者証などを確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- (5) 訪問時は、ペットを室内に放し飼いにせず、ケージに入れるか、別室に入れて頂きますようお願い致します。
- (6) 他の利用者の様態が急変したなどの場合、予定していた訪問者、訪問時間を急遽変更させて頂くことがございます。予めご了承ください。
- (7) 訪問到着時間は、できる限り予定された時間を厳守致しますが、前後の訪問内容、交通事情などにより前後する場合があります。利用者の特別な事情による時間指定がない限り、訪問予定時刻の前後 15 分のご猶予を頂きます。
- (8) サービス提供するにあたり使用する電気、ガス、水道等の使用は無償で許可するものとします。
- (9) 実習、及び見学を目的とした当社社員及び、学生、有資格者等の同行についてご協力をお願いしております。
- (10) 非通知からの着信は折り返しができないため、連絡される際は非通知設定をせずに連絡をお願いします。また、いたずら防止のため非通知着信は繋がらない設定となっております。
- (11) 昨今の事件を受け、スタッフが身の安全を守るために催涙スプレー等を携帯させていただくことがあります。

8 相談・苦情の受付

○当事業所における相談や苦情は次の窓口で対応致します。

相談窓口	訪問看護ステーションともいき	管理者 中村行浩
営業時間	営業日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	
連絡先	電話	FAX

愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165
東三河広域連合 介護保険課	電話 0532-26-8470 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

9 感染対策について

- (1) 当事業所では感染予防策を講じ看護事業を実施しておりますが、COVID-19を含む感染症等の感染リスクをゼロにすることは困難な現状があります。
- (2) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々への感染リスクがあることを承諾いただいた上でのご利用をお願い申し上げます。
- (3) 感染予防策を講じた上で、利用者又はその家族、周囲の方々に COVID-19 を含む感染症に罹患した場合に関しては、当事業所での責任は負いかねます。

10 個人情報の使用について

当事業所では、安心して訪問看護を受けられるように、個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組んでおります。

訪問看護を実施するため、個人情報を下記の目的で利用させていただきます。

○ 当事業所内での利用

- ・ 提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関との連携
- ・ 居宅介護支援事業所、居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者との連携、照会への回答、その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ お住まいの区への情報提供
- ・ 保険医療機関等への情報提供
- ・ 小学校または中学校に入学や転学時等の当該学校への情報提供
- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者様の同意を得ます。撮影した映像等は本人及び場所が特定されないようにいたします。）

この規定は令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

この変更規定は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。